

令和3年度

第14回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和3年 8月10日(火曜日) 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（18名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 4 番	岩橋 章
4 番	山本 茂樹	1 5 番	丸山 勝
5 番	藤田 城司	1 6 番	中尾 友紀
6 番	古川 祐典	1 7 番	坂東 紀好
7 番	土橋 ひさ	1 8 番	吉川 松男
8 番	谷河 績	1 9 番	岩橋 章博
9 番	吉中 雅三		
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	奥谷 知彦
課 長	中村 保
副 課 長	山本 哲也
班 長	藤田 誠一
事務主査	西森 和子
事務主任	殿元 輝之

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第14回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の総会も時間の短縮を図るため、報告事項の説明を割愛させていただき、議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。なお、報告事項につきましては、議案書15ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第14回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る7月28日、湯川委員、山本委員、土橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、曾根委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、廣井委員に申し上げます。

それでは議案の審議から始めさせていただきます。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。各相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ございました。

No. 1 昭和20年頃から宅地として利用している。

No. 2 平成2年頃から用悪水路として利用している。

No. 3 下和佐265-1、531-2は昭和60年頃より宅地として利用している。下和佐265-3、531、532-1は昭和60年頃より山林化している。

また、No. 1から2については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われまます。また、No. 3については、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許

可申請で5件ありました。調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No. 1は、過去の農地法第3条の許可申請時に所有権の移転を行いました、それ以外に新たに移転しなければならない農地が発覚したため、今回申請する者です。No. 4は持ち分の移転で、譲受人は自分以外2名から共有持ち分の8分の5を受け取ります。また、申請地は市街化区域の農地であります。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地は、川永地区・・・、川永小学校より北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、建設用の資材の保管場所が新たに必要になることから十分な広さのある当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。なお、当案件については過去に・・・の・・・の対象となっておりました、令和3年2月26日に農業委員による現地確認及び事情聴

取を実施し、その際、さらなる改善を求め、令和3年3月22日に改善が完了し、令和3年4月12日の農業委員会総会にて担当委員から完了報告をおこなったものです。また、議案第5号 農地法第5条許可申請のNo. 6も同様であります。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

No. 1の案件につきまして、令和3年8月6日付けで申請人より取り下げの願出が提出されました。よってNo. 1については審議案件ではなくなるため、説明は省略します。

No. 2申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、農業の用に供する施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は農業を営んでおり、自己が所有する農地への通水と通行を確保するため当該地を農業用水路及び通路へ転用申請するものです。

No. 3申請地は、岡崎地区・・・、東部コミュニティセンターから南西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。当該申請地は、県道に面し、申請人の自宅玄関に隣接しており、自家用車の露天駐車

場として利用するため転用申請するものです。

No. 4 申請地は、安原地区・・・、三田小学校から北西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、実家及び耕作地にも近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、使用貸借権の設定です。

No. 5 申請地は、東山東地区・・・、山東駅から南西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在居住している住まいが手狭になってきたことから、実家に近く、住環境が良い、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、川永地区・・・、川永小学校から北西約・・・mに位置し市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、実家及び耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 7 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅から北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、駅、学校等が近く、

住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中で、特定事業許可申請中です。

No. 8 申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校から南東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は、現在居住している住まいが手狭になってきたことから、実家及び耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 9 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を営んでいる法人で、駅、学校等が近く、住環境が良く、住居地として最適な申請地を分譲住宅として利用するため、転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 10 申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曽駅から北西約・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在居住している住まいが手狭になってきたことから、実家及び耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

No. 11 申請地は、山口地区・・・、山口小学校から南東約・・・mに位置し、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他教育施設がある第

3種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでいる法人で、和歌山市・・・を事業用地として展開している・・・へ土地を賃貸しておりますが、事業用地が手狭になり、社員用の駐車スペースが不足していることから、当該申請地を貸露天駐車場として転用申請するものです。

No. 12申請地は、西山東地区・・・、山東小学校から南約・・・mに位置し市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでいる法人で、事業の拡大により資材置場が必要なことから、十分な広さがあり、市道に面している当該申請地を露天資材置場として転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 7、12については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本茂樹） No. 7について報告します。7月28日私と土橋委員、湯川委員及び事務局職員とともに現地調査並びに事情聴取を実施しました。申請人及び申請地は議案書のとおりです。土地の所有者は7人で譲渡人の譲渡理由は高齢のため農地の管理が困難で後継者も不足していて早く処分したかったとのこと。譲渡人の転用理由は、この土地が駅や学校に近く子育て等の住環境に優れており、分譲住宅に最適な場所であることです。排水については宮井川へ排水することに水利関係者、隣

接農地にも同意を得ているとのこと。分譲地内には所定の公園やごみ集積場も設置される計画です。特に問題はないように思いますが、皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。次に、No. 12につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆1番（湯川徳弘） No. 12について報告します。7月28日私と山本委員、土橋委員及び事務局職員とともに現地調査並びに事情聴取を実施しました。本件の転用目的は資材置場です。申請地は市道小谷奥須佐線に面しており、急斜面に位置し小谷池の真上になります。目視での傾斜は40度位、高低差は約4m位と思われます。転用に伴う土盛造成工事は、土砂が下の池へ崩れ落ちることのないよう防護対策を要します。7月30日、再度現場確認し、懸念される部分について、申請者への指導の強化を事務局職員から行って頂きました。傾斜地の埋立工事は和歌山市の開発基準30度以下を適用し、30度以下となるように確認しています。本件の転用に関し隣接への影響が及ぼさないことを十分協議していますが、更に委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆9番（吉中雅三） No. 12について質問します。土石流により水路がふさがり、池が埋まってしまう。被害防止対策は、地元説明内容と申請内容と違わないか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

申請地に、盛り土はしない。排水に関しては、集水桝を設け、そこから北側水路を経て、池へ流す。擁壁等はしない。北側と南側の所有者及び水利組合の同意はもらっています。委員のお持ちの資料と見比べたい。

◆会長（谷河 績） 皆さんに、資料を見てもらいたい。資料（同意書）の内容は、迷惑をかけないとの内容となっているだけであるか？何か懸念あるのか。

◆9番（吉中雅三） 計画は分かったが、水路がふさがり懸念はある。U字溝が必要であると思う。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

通常、露天資材置き場は、申請のような仕上げとなっていることが多いが、県に対して懸案事項を意見書に記載して提出し、県に指導してもらうのは可能ではあるが。

◆会長（谷河 績） 今回は、資材置き場なのでやむを得ない。許可しておいて、次回から、やっていない場合に指導してはどうか。

◆9番（吉中雅三） それでいい。

◆2番（辻本 傑） このような場合は、事前に地元委員に報告すべきであった。事務局に配慮してもらいたい。

◆山本副課長 今後、現地調査案件につきまして、調査資料を地元委員にも送付しますので、よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画につい

て、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が5件ございました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 4については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 5については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が6,689㎡で、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田が1,381㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和3年3月25日、同年4月23日、東山地区永山、大河内、平尾（20件、31筆）で矢田推進員と現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。面積は、田が1筆、畑が5筆で、計3,653㎡になります。No. 1につ

いて、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第14回総会を閉会いたします。

14時05分 閉会